

被災住宅再建等利子補給制度を創設しました

市では、東日本大震災でお住まいの住宅に被害を受けた方が銀行などから融資を受けて住宅の補修などの再建を行う場合に、初期の負担軽減を図るため返済利子の一部を助成する制度を創設しました。

○ 利子補給対象者〔次のすべての条件を満たす方〕

- ・ 東日本大震災で市内にお住まいの住宅に被害を受け、自ら居住するために住宅を補修または建築、購入する方
- ・ 住宅の被害が半壊または一部損壊で「り災証明」が交付されている方
(住宅には、賃貸している住宅、納屋・塀・カーポート等は含みません。)
- ・ 住宅が全壊・大規模半壊等で、被災者生活再建支援制度に基づく支援金の交付対象になっていない方

- 利子補給対象資金 住宅金融支援機構、民間金融機関等の被災者向け住宅融資資金等
- 利子補給対象融資限度額 100 万円以上 500 万円以下
- 利子補給率 融資残高の年 2 %以内
- 利子補給期間 借入から 5 年間
- 制度実施期間 平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間
- 受付開始日 平成 23 年 6 月 1 日から
- その他 東日本大震災で家屋が損壊し、すでに金融機関から融資を受けている場合も対象になります。

制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

都市計画課 都市計画グループ ☎ 4 8 - 2 1 1 4